


第1節 推進主体と役割 

健康づくり運動において達成すべき目標を市民や関係者が共有し、各々の立場で連携を図りながらその役割を果たすことで、健康なまちづくりへつながります。

1 市民 

市民一人ひとりが自らの「健康観」を持って、生活習慣を改善し、積極的な健康づくりの実践に努め、また、地域における健康づくりを目的とした活動にも主体的かつ積極的に参加します。

2 家庭 

家庭は、個人の生活の基本単位です。乳幼児期から生涯を通じて望ましい生活習慣を身につける場として重要な役割があります。また、健康の重要性を学習する場でもあり休息の場でもあるため、家族ぐるみで健康づくりに取り組む必要があります。

3 地域 


地域は、市民一人ひとりが生活する場です。家庭と同様に、個人の健康は社会的な仕組みに影響されることが多く、健康に関わる社会環境の改善を通して、より健康的な地域環境づくりを進めることが必要です。

そのためには、「地域を守りたい、元気にしたい」という力を引き出し、支え合いや地域のつながりを強化していくことが必要です。

4 教育機関等 

幼児期・学童思春期においては、一人ひとりが健康な生活習慣について、よりよく理解していく能力や資質を身に付け、生涯を通じて健康で安全な生活を送ることができるよう、自分自身の心と体を大切にする態度を育てることが重要です。

大学においても、健康に関する教育を充実するとともに、学生の健康保持増進を図ることが必要です。

5 職域（企業） 

職域（企業）は、働く人々が多くの時間を過ごす場です。職場の健康管理や労働衛生の取り組みは、就労者、特に青年期や壮年期の健康づくりにとって重要な役割を担っています。定期的な健康診断の実施や受動喫煙対策等の職場環境の整備など、健康づくりに関する活動に取り組むことと、自発的な健康情報の発信が必要です。

また、企業は従業員の健康に対して責任を持ち、職場での生活習慣病予防や、こころの健康など健康管理全般において重要な役割があります。

## 6 マスメディア

市民が健康情報を手に入れる機会はマスメディアによるところが多いことから、正しい健康情報を伝達する社会的責務が求められます。

## 7 非営利団体

マスメディアの情報と比較して、手作りで、身近で、個人にとって有用な情報が提供され、次いで、市民に身近できめ細かい情報とサービスを直接提供することが期待されます。

## 8 医療保険者

保険者は、被保険者の健康の保持増進を目指します。特定健康診査・特定保健指導の受診率の向上、充実を図るとともに、行政の健康増進事業と連携してより効果的で効率的な事業を展開していくことが求められます。

また、生活習慣病予防やこころの健康などの一次予防を推進するとともに、合併症予防・重症化予防を重視した保健事業の充実・強化が期待されています。

## 9 保健医療関係団体等

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士等の保健医療専門スタッフ及びその団体は、市民の健康づくりに関する技術や情報の提供を行い、市民の身近な健康づくりのアドバイザーの役割を担っています。

また、生活習慣病の予防、疾病の発症予防についても役割が期待されます。

## 10 地区組織

地域内における各種団体の活動は、主体的・実践的な組織が多く、地域の絆を強める大きな原動力となっています。組織の活発な活動が維持・向上することにより地域の健康度が高まることが期待され、様々な組織間の相互連携により、さらに健康なまちづくりが推進されます。

## 11 県

県は、市町村、医療保険者、学校保健関係者、産業保健関係者等の一体的な取り組みを推進する観点から、健康増進計画の策定及びこれらの関係者の連携強化について中心的な役割を果たすことになります。このため、県単位で健康増進事業実施者、医療機関その他の関係機関から構成される地域・職域連携推進協議会等を設置・活用し、関係者の役割の明確化や連携促進のための方策について協議を行い、健康増進計画に反映する必要があります。

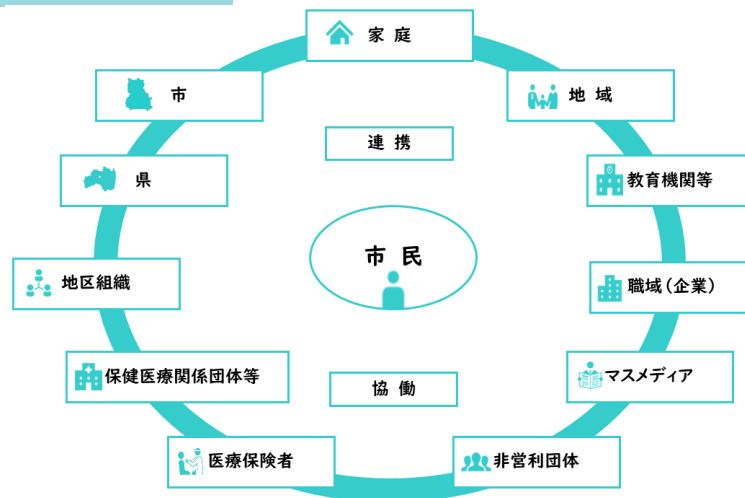
また、県は市町村健康増進計画の策定支援を行うとともに、市町村ごとの分析を行い市町村間の健康格差の是正に向けた目標を設定するよう努める必要があります。

## 12 市



- ① 市民一人ひとりはもちろんのこと、地域町内会やヘルスボランティア、企業、関係機関・団体との連携を図りながら、健康づくり支援体制の充実に努めます。
- ② 市民の自主的な健康づくりを推進するため、家庭、地域、教育機関、職域などに必要な健康情報や各種事業を提供します。なお、情報提供に当たっては、伝えるべき対象により効果的に届くよう、適切なメディアを通じて提供します。また、誤った情報や著しく偏った不適切な情報が提供されないように留意します。
- ③ 感染症対応や生活衛生、医療等の情報の蓄積・分析を行うことで市民ニーズに合った施策の充実に努めます。さらには業務を通じて保健・医療・福祉の業務の連携を強化することで、市保健所が少子高齢化に対応した生涯を通じた健康づくりや保健衛生、健康危機管理の拠点としての役割を担います。
- ④ 市民の健康と生命を守るため、市民がいつでも安心して医療を受けることができるように医療確保対策に努めます。
- ⑤ 健康情報や各種事業を提供するとともに、健康づくりを支援するための調査研究を推進します。
- ⑥ 原子力災害に関する健康管理を継続して行い、市民生活の安全安心の確保に努めます。

### ➤ 健康づくり推進主体と役割



「健都ふくしま」の実現に向けた市民総ぐるみの推進体制

健 都 ふ く し ま 創 造 市 民 会 議			
市長をトップとした保健・医療・福祉関係団体、経済団体、地域の団体等との連携による健康なまちづくりの推進			
3 事業の 本柱の 推 進 組 織	一人ひとりの健康を 応援する環境づくり		地域の健康づくり
	健康づくり推進協議会 ふくしま健康づくりプランの推進と評価		職場の健康づくり
	食育推進委員会 福島市食育推進 計画の推進と評 価	歯と口腔の健康づ くり推進委員会 歯と口腔の健 康づくりの推進 と評価	受動喫煙防止対 策推進委員会 望まない受動 喫煙防止の推 進と評価
	地域の健康づくり推進組織 健康づくりリーダーを中心とした地域ぐるみの 健康づくりの普及・啓発		職場の健康づくり推進委員会 事業所や関係機関等と連携した働く世 代の健康づくりの推進
構成団体 ・自治振興協議会 ・町内会等地区組織 ・支所、学習センター ・地域包括支援センター ・子育て支援センター など			

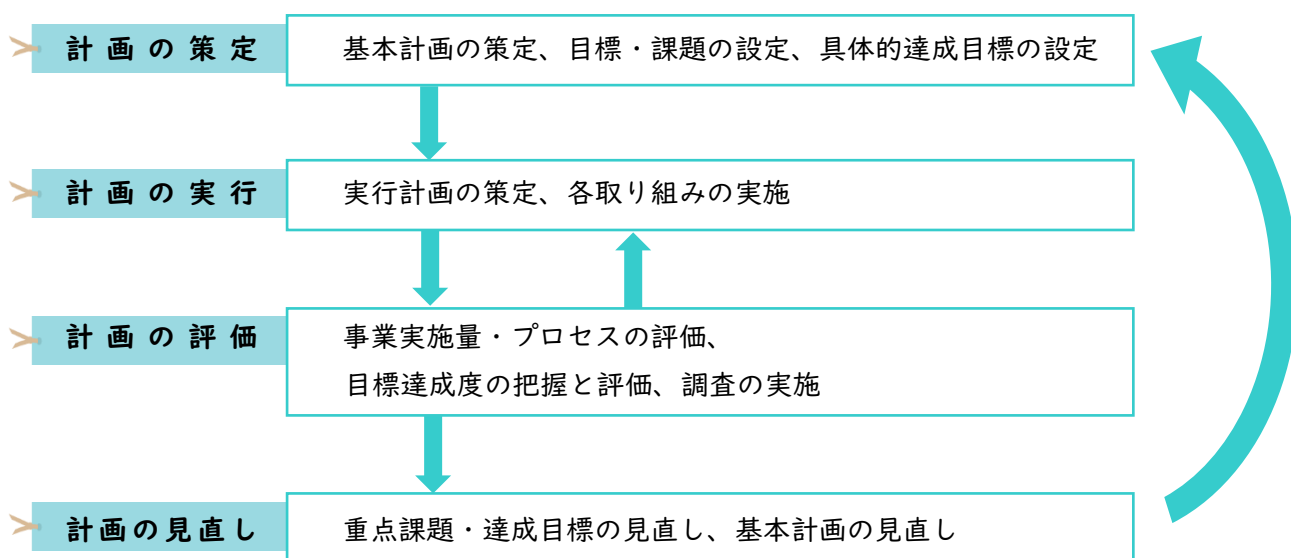
## 第2節 計画の周知・広報

健康づくりに関係する多様な団体等が連携し、市民の健康づくりに対する意識を高めるとともに、主体的かつ積極的に健康づくりに取り組む機運を醸成するため、市政だより、市ウェブサイト、健康づくりに関する事業やイベントの開催時等、様々な機会を通じて本計画を周知します。

## 第3節 計画の進行管理・評価

計画を効果的かつ効率的に推進するためには、計画の進行管理と評価を行うことが重要です。令和11年度まで毎年事業の評価を行い、計画の取り組み状況の把握に努めます。

また、最終年度の前年度の令和10年度には、目標の達成状況を評価・検証し、見直しを行います。



## 第4節 災害時・緊急時の対応

災害や感染症の流行等、災害時や緊急時においては、国や県の指針、市が決定した方針との整合性を図りながら計画を推進します。

## ふくしまし健康づくりプラン2024策定要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、ふくしまし健康づくりプラン2024(以下「健康づくりプラン」という。)の策定について必要な事項を定める。

## (内容)

第2条 健康づくりプランは、市民の健康に関する基本的な政策目標と重点課題を定める。

2 健康づくりプランは、平成29年度に策定した福島市健康増進計画「ふくしまし健康づくりプラン2018」における施策及び事業の評価を踏まえ計画の見直しを行うとともに、環境の変化に対応した新たな目標数値の設定等を行う。

## (計画期間)

第3条 健康づくりプランの計画期間は、令和6年度を初年度として令和11年度までの6年間とする。

## (健康づくりプラン策定組織の設置)

第4条 健康づくりプランの策定において、市民の健康づくりに関する計画の策定及び推進に関する重要事項を調査及び審議する福島市健康づくり推進協議会を活用する。

## (委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、健康づくりプランの策定に関し必要な事項は別に定める。

## 附 則

## (施行期日等)

- 1 この要綱は、令和5年2月16日から施行する。
- 2 ふくしまし健康づくりプラン2018策定要綱は廃止する。

## 附 則

令和5年4月3日一部改正

## 福島市健康づくり推進協議会設置要綱

### (設置)

第1条 本市は、健康増進法(平成14年法律第103号)第8条第2項の規定に基づき定める福島市健康増進計画(以下「計画」という。)の策定や健康増進事業についての評価等、また市民の健康づくりの総合的かつ効果的な推進に関する事項を調査審議するため、福島市健康づくり推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

### (協議会の役割)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 計画の策定、推進及び評価に関すること。
- (2) 計画の普及啓発に関すること。
- (3) その他福島市の健康づくり推進に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、20名以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者の役職員等のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係の代表者
- (3) 教育関係の代表者
- (4) 職域関係の代表者
- (5) 地域の代表者
- (6) 関係機関の代表者
- (7) その他市長が適当と認める者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 第3条第1号から第7号までに掲げる委員にあっては、その委員たるべき資格を失ったときは、前項の規定にかかわらずその職を失う。
- 3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 会長は、必要と認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができるものとする。

### (会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。



- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代理する。

(分科会)

第7条 協議会は、調査・審議等を行うため、分科会を置くことができる。

(事務局及び庶務)

第8条 事務局は、保健所、国保年金課、スポーツ振興課、障がい福祉課、長寿福祉課、こども家庭課、幼稚園・保育課、学校教育課、教育施設管理課、生涯学習課において構成する。

2 協議会の庶務は、健康福祉部保健所健康推進課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和53年9月1日から施行する。

附 則

平成17年8月4日一部改正

附 則

平成19年7月5日一部改正

附 則

平成24年6月1日一部改正

附 則

平成24年11月1日一部改正

附 則

平成25年4月1日一部改正

附 則

平成27年4月1日一部改正

附 則

平成28年4月1日一部改正

附 則

平成31年4月1日一部改正

附 則

令和2年4月1日一部改正



令和5年度 健康づくり推進協議会 委員名簿

【任期】令和5年6月26日から令和7年3月31日 (敬称略)

No.	団体名	委員名		
1	福島県立医科大学	公衆衛生学講座教授	安村 誠司	会長
2	福島大学	人間発達文化学類教授	安田 俊広	
3	福島市医師会	会長	岡野 誠	副会長
4	福島歯科医師会	会長	山口 晴彦	
5	福島薬剤師会	副会長	直篁 晋一	
6	全国健康保険協会福島支部 (協会けんぽ)	保健グループ長	濱 愛子	
7	福島県栄養士会県北支部	運営委員	中村 啓子	
8	福島県県北保健福祉事務所	所長	加藤 清司	
9	福島地区小・中学校長会協議会	吉井田小学校長	大内 剛	
10	福島地区学校保健研究会	福島第四中学校養護教諭	渡辺 紀枝	
11	福島市私立幼稚園協会	専務理事	塩谷 元	
12	福島商工会議所	女性会 副会長	亀岡 まゆみ	
13	ふくしま市女性団体連絡協議会	理事	橋本 佳子	
14	福島市町内会連合会	幹事	丹治 一夫	
15	福島市老人クラブ連合会	会長	鈴木 泰雄	
16	福島市小中学校PTA連合会	副会長	森 暁子	
17	福島市スポーツ推進委員会	会長	松田 義	
18	福島市食生活改善推進員協議会	会長	関根 恵美子	
19	株式会社 エス・シー・シー (CJ Monmo編集部)	営業1課課長	黒須 潤	
20	福島市地域包括支援センター連絡協議会	福島市飯坂南地域包括支援センター	松本 祐美	



## 「ふくしまし健康づくりプラン2024」計画策定経過

○福島市民の健康と生活習慣調査の実施(令和3年6月～7月)

○福島市健康づくり推進協議会

月日	実施内容等
令和5年2月21日	(令和4年度第2回) 前計画の評価と課題
令和5年6月26日	(令和5年度第1回) 計画案協議
令和5年10月11日	(令和5年度第2回) 計画案協議
令和6年2月22日	(令和5年度第3回) パブリック・コメント実施報告、原案説明

○市議会、庁内

月日	実施内容等
令和5年2月16日	定例部長会議 当初報告
令和5年10月30日	次長等連絡調整会議 報告・庁内意見集約
令和5年12月4日	市議会 正副議長 素案説明、パブリック・コメント実施説明
令和5年12月8日	市議会 文教福祉常任委員会正副委員長 素案説明、パブリック・コメント実施説明
令和6年2月15日	定例部長会議 原案説明、パブリック・コメント実施報告
令和6年3月4日	市議会 正副議長 原案説明、パブリック・コメント実施報告
令和6年3月13日	市議会 文教福祉常任委員会正副委員長 原案説明、パブリック・コメント実施報告
令和6年3月21日	市議会 文教福祉常任委員会協議会 原案説明、パブリック・コメント実施報告

○ふくしまし健康づくりプラン 2024 策定にかかるパブリック・コメントの実施

実施期間	公表方法
令和5年12月21日～ 令和6年1月22日	市ホームページ掲載、市役所窓口(本庁、各支所、保健福祉センター等)での閲覧

## 令和3年度「福島市民の健康と生活習慣調査」結果概要

### ○調査目的

- (1) 市民の健康状態や健康づくりの現状などを把握する。
- (2) 「ふくしまし健康づくりプラン2018」の目標達成状況を評価し数値目標などの見直しを行い、「ふくしまし健康づくりプラン2024」策定の資料とする。
- (3) 「福島市食育推進計画」における評価指標の現状把握のための資料とする。

### ○調査項目

	調査種別	
	一般	小学・中学・高校
属性	性別、年齢、家族構成、勤務形態・就業時間	性別、住所、学年
体格	身長、体重	身長、体重(中学、高校生のみ)
受診状況	健診(検診)	
健康意識 生活習慣	健康観など 栄養、運動、休養、歯の健康、アルコール、 たばこなど	健康観(中学、高校生のみ) 栄養、運動、休養、歯の健康、アルコール、 たばこなど
食育関連	食育の関心など	
東日本大震災 の影響	放射線の影響に関する不安	放射線の影響に関する不安(中学、高校生の のみ)
新型コロナウイルス 感染症	コロナ禍以前との生活の変化(運動や社会 とのつながりなど9項目)	
ソーシャルキャ ピタル	地域活動への参加など	

### ○調査期間

令和3年6月11日～7月30日

### ○調査対象

#### ☆小学生～高校生

学校単位で学年を抽出し、さらにその学年の中から調査対象となるクラスを無作為に抽出した2,589名 (回収数 2,459名)

#### ☆一般

令和3年4月15日現在福島市在住の18歳～84歳の者のうち  
地区(支所)別・各年齢層(5歳階級)・性別に偏りが無いように人数を按分し、  
住民基本台帳から無作為に抽出した5,823名 (回収数 3,205名)

#### ☆回収内訳表

対象者	今回(R3)			前回(H28)		
	依頼件数	回収数	回収率	依頼件数	回収数	回収率
小1～4年生	669	600	89.7%	717	679	94.7%
小5～6年生	338	330	97.6%	337	326	96.7%
中学生	622	586	94.2%	639	620	97.0%
高校生	960	943	98.2%	994	969	97.5%
一般	5,823	3,205	55.0%	6,023	3,131	52.0%
計	8,412	5,664	67.3%	10,215	6,794	66.5%

ふくしまし健康づくりプラン2024

令和6年3月発行

発行 福島市

編集 健康福祉部 保健所 健康づくり推進課

〒960-8002 福島市森合町10番1号

電話 024-597-8616

